

第 12 章 準備書の記載内容の修正等

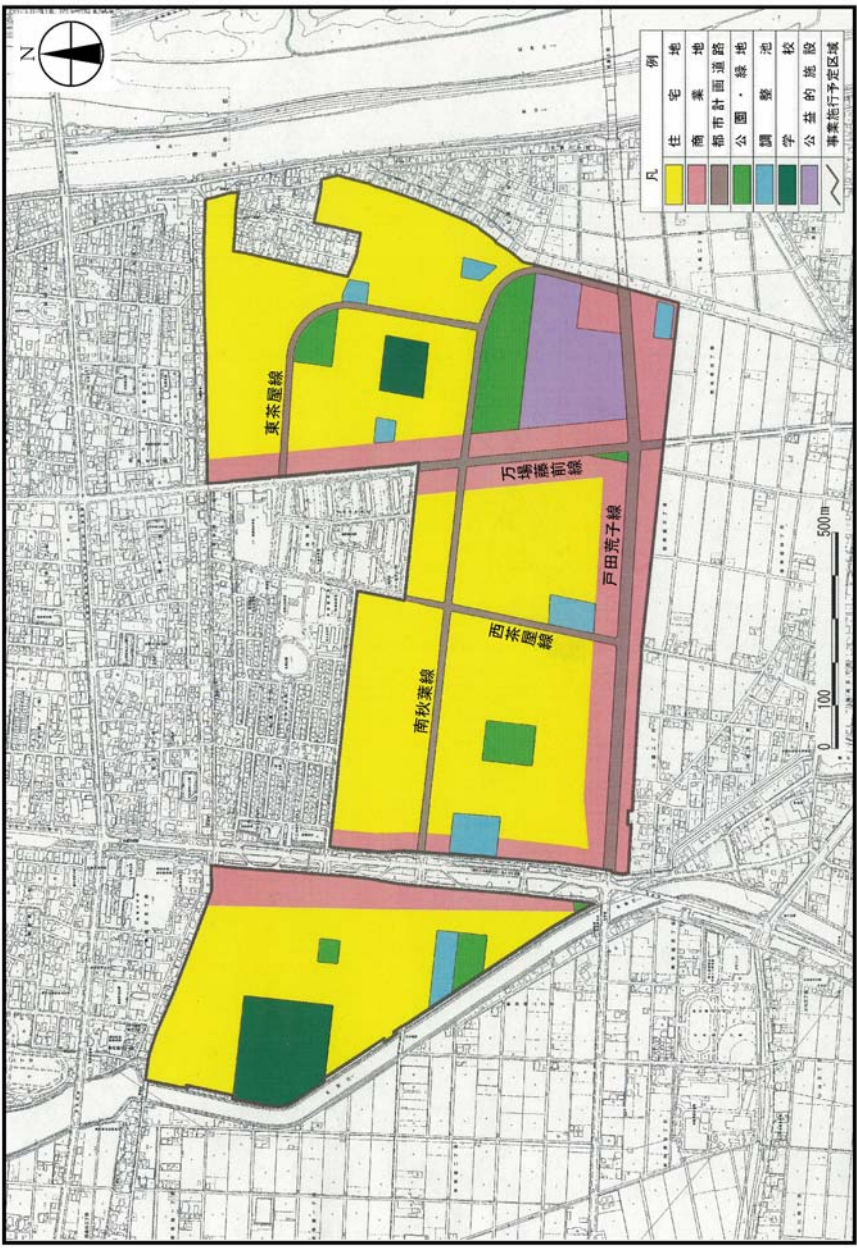
第 12 章 準備書の記載内容の修正等

環境影響評価書の作成にあたり、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第18条及び第20条に基づく環境の保全の見地からの意見を有する者の意見並びに愛知県知事の意見等を勘案して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、当該事項に対して追記・修正した内容は以下のとおりである。

1. 都市計画対象事業の目的及び内容

ページ	環境影響評価準備書																					
2	(イ) 公園・緑地計画 公園は、地区面積の３％以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のうえ適正配置する。また、緑地については適宜配置する。																					
2	a 雨水排水 雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出する。 また、雨水の流出増に対応するため、調整池を設置する。																					
3	表 4.2- 1 土地の利用計画 <table><tr><th>土地の区分</th><th>面積 (ha)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>道路</td><td>27.1</td><td>18.4</td></tr><tr><td>公園・緑地</td><td>6.4</td><td>4.3</td></tr><tr><td>水路</td><td>0.4</td><td>0.3</td></tr><tr><td>調整池</td><td>3.6</td><td>2.4</td></tr><tr><td>宅地</td><td>110.0</td><td>74.6</td></tr><tr><td>計</td><td>147.5</td><td>100.0</td></tr></table>	土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)	道路	27.1	18.4	公園・緑地	6.4	4.3	水路	0.4	0.3	調整池	3.6	2.4	宅地	110.0	74.6	計	147.5	100.0
土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)																				
道路	27.1	18.4																				
公園・緑地	6.4	4.3																				
水路	0.4	0.3																				
調整池	3.6	2.4																				
宅地	110.0	74.6																				
計	147.5	100.0																				

ページ	環境影響評価書																					
2	(イ) 公園・緑地計画 公園は、地区面積の３％以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のうえ適正配置する。また、緑地については適宜配置する。 <u>公園・緑地の規模は、表 4.2- 1 に示すとおりである。</u>																					
2	表 4.2- 1 公園・緑地の規模 <table><tr><th>番号</th><th>規模</th></tr><tr><td>①</td><td>約 0.3ha</td></tr><tr><td>②</td><td>約 0.7ha</td></tr><tr><td>③</td><td>約 1.1ha</td></tr><tr><td>④</td><td>約 0.9ha</td></tr><tr><td>⑤</td><td>約 0.1ha</td></tr><tr><td>⑥</td><td>約 0.1ha</td></tr><tr><td>⑦</td><td>約 3.2ha</td></tr></table> 注) 公園・緑地の位置は、図 4.2- 2 に示すとおりである。	番号	規模	①	約 0.3ha	②	約 0.7ha	③	約 1.1ha	④	約 0.9ha	⑤	約 0.1ha	⑥	約 0.1ha	⑦	約 3.2ha					
番号	規模																					
①	約 0.3ha																					
②	約 0.7ha																					
③	約 1.1ha																					
④	約 0.9ha																					
⑤	約 0.1ha																					
⑥	約 0.1ha																					
⑦	約 3.2ha																					
3	a 雨水排水 雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出する。 また、雨水の流出増に対応するため、<u>各流域毎の面積 1 ha あたり 700m³ の容量の調整池を設置する。</u>																					
3	表 4.2- 2 土地の利用計画 <table><tr><th>土地の区分</th><th>面積 (ha)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>道路</td><td>27.1</td><td>18.4</td></tr><tr><td>公園・緑地</td><td>6.4</td><td>4.3</td></tr><tr><td>水路</td><td>0.4</td><td>0.3</td></tr><tr><td>調整池</td><td>3.6</td><td>2.4</td></tr><tr><td>宅地</td><td>110.0</td><td>74.6</td></tr><tr><td>計</td><td>147.5</td><td>100.0</td></tr></table> <u>注) 宅地には、その他の公益的施設として畜場用地及び関連整備用地を含む。</u>	土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)	道路	27.1	18.4	公園・緑地	6.4	4.3	水路	0.4	0.3	調整池	3.6	2.4	宅地	110.0	74.6	計	147.5	100.0
土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)																				
道路	27.1	18.4																				
公園・緑地	6.4	4.3																				
水路	0.4	0.3																				
調整池	3.6	2.4																				
宅地	110.0	74.6																				
計	147.5	100.0																				

ページ	環境影響評価準備書
6	 図 4.2-2 土地利用計画
8	(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造 事業実施区域及びその周辺は、水田と中高層及び低層の住居が存在していることから、人と自然との触れ合い及び生態系を確保するための公園・緑地を配置する土地利用計画とした。

6

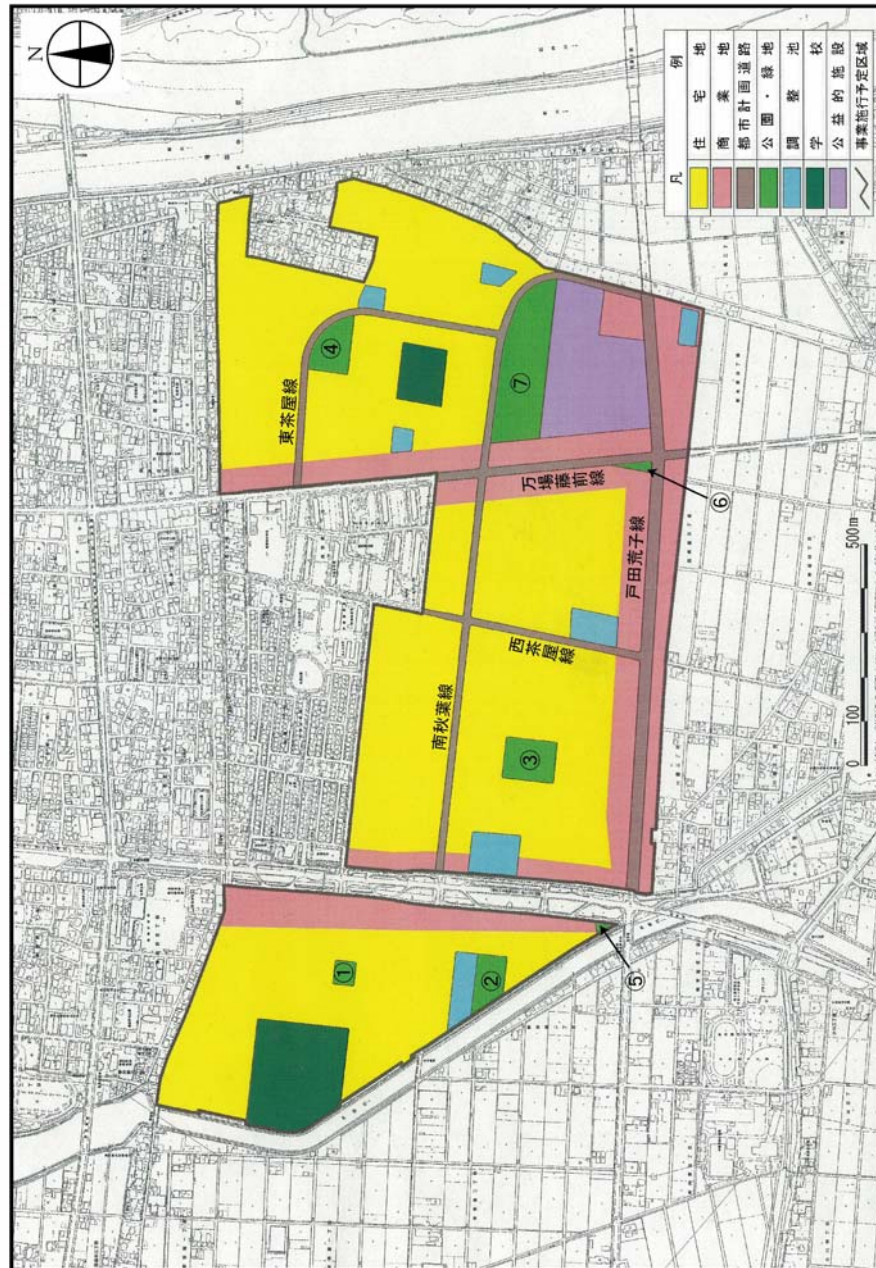


図 4.2-2 土地利用計画

8

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

事業実施区域及びその周辺は、水田と中高層及び低層の住居が存在していることから、人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地を配置する土地利用計画とした。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

ページ

環境影響評価準備書

34

いづれの地点もカドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンの 24 項目は土壌の汚染に係る環境基準に適合していた。

36

表 5.1.3- 2(1) 土壌調査結果（平成 3 年環境庁告示第 46 号に基づく試験）

分 析 項 目	単位	No. 1	No. 2	No. 3	定量下限値	環境基準
カドミウム	mg/L	ND	ND	ND	0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.008	0.007	0.006	0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	ND	ND	ND	0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	ND	ND	ND	0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
P C B	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	ND	ND	ND	0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	ND	ND	ND	0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	ND	ND	ND	0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.01 以下
砒素（農地用・田）	mg/kg	1.0	1.0	ND	0.4	15 未満
銅（農地用・田）	mg/kg	5.9	2.8	5.8	0.5	125 未満

注）ND は定量下限値未満であることを示す。

ページ

環境影響評価書

34

いずれの地点もカドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、砒素（農用地・田に限る）、銅（農用地・田に限る）の26項目は土壌の汚染に係る環境基準に適合していた。

36

表 5.1.3- 2(1) 土壌調査結果（平成3年環境庁告示第46号に基づく試験）

分 析 項 目	単位	No. 1	No. 2	No. 3	定量下限値	環境基準
カドミウム	mg/L	ND	ND	ND	0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.008	0.007	0.006	0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	ND	ND	ND	0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	ND	ND	ND	0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
P C B	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	ND	0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	ND	ND	ND	0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	ND	ND	ND	0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	ND	ND	ND	0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	ND	ND	ND	0.002	0.01 以下
<u>砒素（農用地・田に限る）</u>	mg/kg	1.0	1.0	ND	0.4	15 未満
<u>銅（農用地・田に限る）</u>	mg/kg	5.9	2.8	5.8	0.5	125 未満

注）ND は定量下限値未満であることを示す。

ページ

環境影響評価準備書

115

表 5.2.7- 7(1) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値（旧）

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (昭和 49 年名古屋市告示第 184 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。 (昭和 54 年名古屋市告示第 41 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和 60 年名古屋市告示第 360 号)
地 域	名古屋市の全域		

注) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

116

表 5.2.7- 7(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

物質名 項目	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシ ダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3μg/m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成

128

愛知県では県下全域を 7 水域に区分し、全国一律の排水基準より厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、規制の強化を図っている。

ページ

環境影響評価書

115

表 5.2.7- 7(1) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値（旧）

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (昭和 49 年名古屋市告示第 184 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。 (昭和 54 年名古屋市告示第 41 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和 60 年名古屋市告示第 360 号)
地 域	名古屋市の全域		

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

2) 名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

116

表 5.2.7- 7(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

物質名 項目	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシ ダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3μg/m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

注) 名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）による。

出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成

128

愛知県では県下全域を 7 水域に区分し、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により、
全国一律の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を設定し、規制の強化を図っている。

ページ	環境影響評価準備書																				
128	表 5.2.7-16(1) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（旧） 市民の健康の保護に関する環境目標値（全市域） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>目 標 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>シアン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>有機リン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>鉛</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>ヒ素</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>総水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>P C B</td><td>検出されないこと</td></tr> </tbody> </table> 注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。 2) 目標値は最高値とする。ただし、総水銀に係る目標値については、年間 平均値とする。 3) 有機リンとは、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4) 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。 5) 設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。 6) 測定の実施は、水域の水量の多少を問わずに随時行い、適合の判断は水 域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。 出典：「平成17年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成	項 目	目 標 値	カドミウム	0.01mg/L 以下	シアン	検出されないこと	有機リン	検出されないこと	鉛	0.1mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	ヒ素	0.05mg/L 以下	総水銀	検出されないこと	アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
項 目	目 標 値																				
カドミウム	0.01mg/L 以下																				
シアン	検出されないこと																				
有機リン	検出されないこと																				
鉛	0.1mg/L 以下																				
六価クロム	0.05mg/L 以下																				
ヒ素	0.05mg/L 以下																				
総水銀	検出されないこと																				
アルキル水銀	検出されないこと																				
P C B	検出されないこと																				

ページ	環境影響評価書																				
128	表 5.2.7-16(1) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（旧） 市民の健康の保護に関する環境目標値（全市域） <table data-bbox="486 416 1254 779"> <tr> <th>項 目</th><th>目 標 値</th></tr> <tr> <td>カドミウム</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>シアン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>有機リン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>鉛</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>ヒ素</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>総水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr> <td>P C B</td><td>検出されないこと</td></tr> </table> 注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。 2) 目標値は最高値とする。ただし、総水銀に係る目標値については、年間 平均値とする。 3) 有機リンとは、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4) 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。 5) 設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。 6) 測定の実施は、水域の水量の多少を問わずに随時行い、適合の判断は水 域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。 7) <u>名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）</u>による。 出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成	項 目	目 標 値	カドミウム	0.01mg/L 以下	シアン	検出されないこと	有機リン	検出されないこと	鉛	0.1mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	ヒ素	0.05mg/L 以下	総水銀	検出されないこと	アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
項 目	目 標 値																				
カドミウム	0.01mg/L 以下																				
シアン	検出されないこと																				
有機リン	検出されないこと																				
鉛	0.1mg/L 以下																				
六価クロム	0.05mg/L 以下																				
ヒ素	0.05mg/L 以下																				
総水銀	検出されないこと																				
アルキル水銀	検出されないこと																				
P C B	検出されないこと																				

ページ	環境影響評価準備書																																																						
129	表 5.2.7-16(2) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値 水の安全性に関する項目（全市域） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目 名</th><th>目 標 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>P C B</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.03mg/L 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>10mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>1mg/L 以下</td></tr> </tbody> </table> 注) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成	項 目 名	目 標 値	カドミウム	0.01mg/L 以下	全シアン	検出されないこと	鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
項 目 名	目 標 値																																																						
カドミウム	0.01mg/L 以下																																																						
全シアン	検出されないこと																																																						
鉛	0.01mg/L 以下																																																						
六価クロム	0.05mg/L 以下																																																						
砒素	0.01mg/L 以下																																																						
総水銀	0.0005mg/L 以下																																																						
アルキル水銀	検出されないこと																																																						
P C B	検出されないこと																																																						
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下																																																						
四塩化炭素	0.002mg/L 以下																																																						
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下																																																						
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下																																																						
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																																																						
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下																																																						
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下																																																						
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下																																																						
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																						
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下																																																						
チウラム	0.006mg/L 以下																																																						
シマジン	0.003mg/L 以下																																																						
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下																																																						
ベンゼン	0.01mg/L 以下																																																						
セレン	0.01mg/L 以下																																																						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下																																																						
ふっ素	0.8mg/L 以下																																																						
ほう素	1mg/L 以下																																																						

ページ	環境影響評価書																																																						
129	表 5.2.7-16(2) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値 水の安全性に関する項目（全市域） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目 名</th><th>目 標 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>P C B</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.03mg/L 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>10mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>1mg/L 以下</td></tr> </tbody> </table> 注 1) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 2) <u>名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）</u>による。 出典：「平成 17 年名古屋市告示第 402 号」より作成	項 目 名	目 標 値	カドミウム	0.01mg/L 以下	全シアン	検出されないこと	鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
項 目 名	目 標 値																																																						
カドミウム	0.01mg/L 以下																																																						
全シアン	検出されないこと																																																						
鉛	0.01mg/L 以下																																																						
六価クロム	0.05mg/L 以下																																																						
砒素	0.01mg/L 以下																																																						
総水銀	0.0005mg/L 以下																																																						
アルキル水銀	検出されないこと																																																						
P C B	検出されないこと																																																						
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下																																																						
四塩化炭素	0.002mg/L 以下																																																						
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下																																																						
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下																																																						
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																																																						
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下																																																						
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下																																																						
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下																																																						
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																						
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下																																																						
チウラム	0.006mg/L 以下																																																						
シマジン	0.003mg/L 以下																																																						
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下																																																						
ベンゼン	0.01mg/L 以下																																																						
セレン	0.01mg/L 以下																																																						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下																																																						
ふっ素	0.8mg/L 以下																																																						
ほう素	1mg/L 以下																																																						

ページ

環境影響評価準備書

130

表 5.2.7-16(3) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（旧）
生活環境の確保に関する環境目標値

地 域 項 目		河 川		
		A	B	C
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮 遊 物 質 量 (SS)	25mg/L 以下	30mg/L 以下	40mg/L 以下
	溶 存 酸 素 量 (DO)	5mg/L 以上	3mg/L 以上	2mg/L 以上
補 助 指 標	透 視 度	20 度以上	10 度以上	10 度以上
	生物指標	モロコ類 タナゴ類 川エビ	コイ メダカ ドジョウ オイカワ (シラハエ)	フナ マナマズ
	総合汚染度 (S)	15 未満 きれい		20 未満 少し汚れている

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。
2) 目標値は、日間平均値とする。
3) 補助指標は、目標値の示す水質状態を理解するための参考とする。
4) 総合汚染度とは、河川の汚濁の変化についての総合汚染度標示法により透視度、浮遊物質、
よう素消費量、大腸菌群数 (MPN) の 4 項目について変換図を利用して各項目を化学的酸素
要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したものである。
総合汚染度を S とすると総合汚染度は次の式により算出される

$$S = \frac{1}{5} (Q1 + Q2 + Q3 + Q4 + Q5)$$

この式において、Q1、Q2、Q3、Q4 及び Q5 はそれぞれ化学的酸素要求量に変換され
た透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量の
実測値をあらわすものとする。

5) 昭和 56 年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。
6) 測定の実施は、水域が通常の状態にある場合に行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定
し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

ページ

130

環境影響評価書

表 5.2.7-16(3) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値 (旧)

生活環境の確保に関する環境目標値

地 域 項 目		河 川		
		A	B	C
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質量 (SS)	25mg/L 以下	30mg/L 以下	40mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	3mg/L 以上	2mg/L 以上
補 助 指 標	透 視 度	20 度以上	10 度以上	10 度以上
	生物指標	モロコ類 タナゴ類 川エビ	コイ メダカ ドジョウ オイカワ (シラハエ)	フナ マナマズ
	総合汚染度 (S)	15 未満 きれい		20 未満 少し汚れている

注 1) 平成 17 年 7 月 28 日まで適用。

2) 目標値は、日間平均値とする。

3) 補助指標は、目標値の示す水質状態を理解するための参考とする。

4) 総合汚染度とは、河川の汚濁の変化についての総合汚染度標示法により透視度、浮遊物質量、よう素消費量、大腸菌群数 (MPN) の 4 項目について変換図を利用して各項目を化学的酸素要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したものである。総合汚染度を S とすると総合汚染度は次の式により算出される

$$S = \frac{1}{5} (Q1 + Q2 + Q3 + Q4 + Q5)$$

この式において、Q1、Q2、Q3、Q4 及び Q5 はそれぞれ化学的酸素要求量に変換された透視度、浮遊物質量、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量の実測値をあらわすものとする。

5) 昭和 56 年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

6) 測定の実施は、水域が通常の状態にある場合に行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

7) 名古屋市公害防止条例 (昭和 48 年名古屋市条例第 1 号) による。

出典：「平成 17 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市) より作成

ページ

環境影響評価準備書

131

表5. 2. 7-16(4) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値

水質汚濁に関する項目

水 域		河 川			
区 分		☆☆☆	☆☆	☆	
親水のイメージ		川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	
	浮遊物質量 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上		3mg/L 以上	
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100mL 以下			
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上	
	水におい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	
	水の色	異常な着色のないこと			
	水量	流れのあること			
	ごみ	ごみのないこと			
	生物指標	淡水域	アユ、モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
		汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類

注 1) 水質目標値は、日間平均値とする。

2) BODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成

ページ	環境影響評価書																																																																				
131	表5. 2. 7-16(4) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値 水質汚濁に関する項目 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">水 域</th><th colspan="3">河 川</th></tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>☆☆☆</th><th>☆☆</th><th>☆</th></tr> <tr> <td colspan="2">親水のイメージ</td><td>川に入っの遊びが楽しめる</td><td>水際での遊びが楽しめる</td><td>岸辺の散歩が楽しめる</td></tr> <tr> <td rowspan="5">水質目標値</td><td>水素イオン濃度 (pH)</td><td colspan="3">6.5 以上 8.5 以下</td></tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td><td>3mg/L 以下</td><td>5mg/L 以下</td><td>8mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td><td>10mg/L 以下</td><td>15mg/L 以下</td><td>20mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>溶存酸素量 (DO)</td><td colspan="2">5mg/L 以上</td><td>3mg/L 以上</td></tr> <tr> <td>ふん便性大腸菌群数</td><td>1000 個/100mL 以下</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="7">親しみやすい指標</td><td>透視度 (cm)</td><td>70 以上</td><td>50 以上</td><td>30 以上</td></tr> <tr> <td>水のおい</td><td>顔を近づけても不快でないこと。</td><td>水際に寄っても不快でないこと。</td><td>橋や護岸で不快でないこと。</td></tr> <tr> <td>水の色</td><td colspan="3">異常な着色のないこと</td></tr> <tr> <td>水量</td><td colspan="3">流れのあること</td></tr> <tr> <td>ごみ</td><td colspan="3">ごみのないこと</td></tr> <tr> <td>生物指標</td><td>淡水域 アユ、モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ</td><td>カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類 シマトビケラ類</td><td>フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類</td></tr> <tr> <td>汽水域</td><td></td><td>マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ</td><td>フジツボ類</td></tr> </table> 注 1) 水質目標値は、日間平均値とする。 2) BODの年間評価については、75%水質値によるものとする。 3) 名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）による。 出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成				水 域		河 川			区 分		☆☆☆	☆☆	☆	親水のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上		3mg/L 以上	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100mL 以下			親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上	水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	水の色	異常な着色のないこと			水量	流れのあること			ごみ	ごみのないこと			生物指標	淡水域 アユ、モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類	汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類
水 域		河 川																																																																			
区 分		☆☆☆	☆☆	☆																																																																	
親水のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる																																																																	
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下																																																																			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下																																																																	
	浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下																																																																	
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上		3mg/L 以上																																																																	
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100mL 以下																																																																			
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上																																																																	
	水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。																																																																	
	水の色	異常な着色のないこと																																																																			
	水量	流れのあること																																																																			
	ごみ	ごみのないこと																																																																			
	生物指標	淡水域 アユ、モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類																																																																	
	汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類																																																																	

表5.2.7-16(5) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）（旧）

地 域 区 分		地 域
河 川	A	天白川上流部（天白橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域
	B	天白川下流部（天白橋から下流の水域に限る。）、扇川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、庄内川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域
	C	大江川（全域）、新堀川（全域）、堀川（全域）、中川運河（全域）、荒子川（全域）及びこれらに流入する公共用水域

注)平成17年7月28日まで適用。

出典：「平成17年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表5.2.7-16(6) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成

表5.2.7-16(5) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）（旧）

地域区分		地域
河川	A	天白川上流部（天白橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域
	B	天白川下流部（天白橋から下流の水域に限る。）、扇川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、庄内川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域
	C	大江川（全域）、新堀川（全域）、堀川（全域）、中川運河（全域）、荒子川（全域）及びこれらに流入する公共用水域

注1) 平成17年7月28日まで適用。

2) 名古屋市公安局条例（昭和48年名古屋市条例第1号）による。

出典：「平成17年版 名古屋市環境白書」（名古屋市）より作成

表5.2.7-16(6) 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）

水域	区分	親水のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)

注) 名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）による。

出典：「平成17年名古屋市告示第402号」より作成

ページ	環境影響評価準備書
135	ク 地盤沈下に係るもの 事業実施区域周辺は、「名古屋市環境保全条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、地下水の揚水規制が実施されている。
139	8 廃棄物等に係る関係法令等 名古屋市では「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、ごみの減量、再資源化を促進している。 また、2010 年を目標年度として「名古屋市第 3 次一般廃棄物処理基本計画」を平成 14 年に策定し、循環型社会への施策を進めている。

ページ	環境影響評価書
135	ク 地盤沈下に係るもの 事業実施区域周辺は、「名古屋市環境保全条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、地下水の揚水規制が実施されている。<u>また、同条例に基づき、地下水のゆう出を伴う掘削工事については届け出及びゆう出量の報告が義務づけられている。</u>
139	8 廃棄物等に係る関係法令等 <u>建設工事に伴う副産物には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）」が適用される。</u> 名古屋市では「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、ごみの減量、再資源化を促進している。 また、2010 年を目標年度として「名古屋市第 3 次一般廃棄物処理基本計画」を平成 14 年に策定し、循環型社会への施策を進めている。